

経営力向上設備に係る証明書について

リヨービMHIグラフィックテクノロジー株式会社には、税制上の優遇措置である中小企業経営強化税制(即時償却もしくは税額控除)が受けられる「中小企業等経営強化法の経営力向上設備」の要件を満たした商品が揃っています。

是非、設備投資のご検討時にお役立てください。

■対象モデル（2026年1月21日現在）

（注）中古機は対象外

種類	対象モデル名
菊全判 オフセット枚葉印刷機	RMGT 1060 モデル RMGT 1020V2 モデル RMGT 970 モデル
A全判 オフセット枚葉印刷機	RMGT 920V1 モデル
B2判 オフセット枚葉印刷機	RMGT 790 モデル RMGT 760 モデル
菊半截 オフセット枚葉印刷機	RMGT 690 モデル

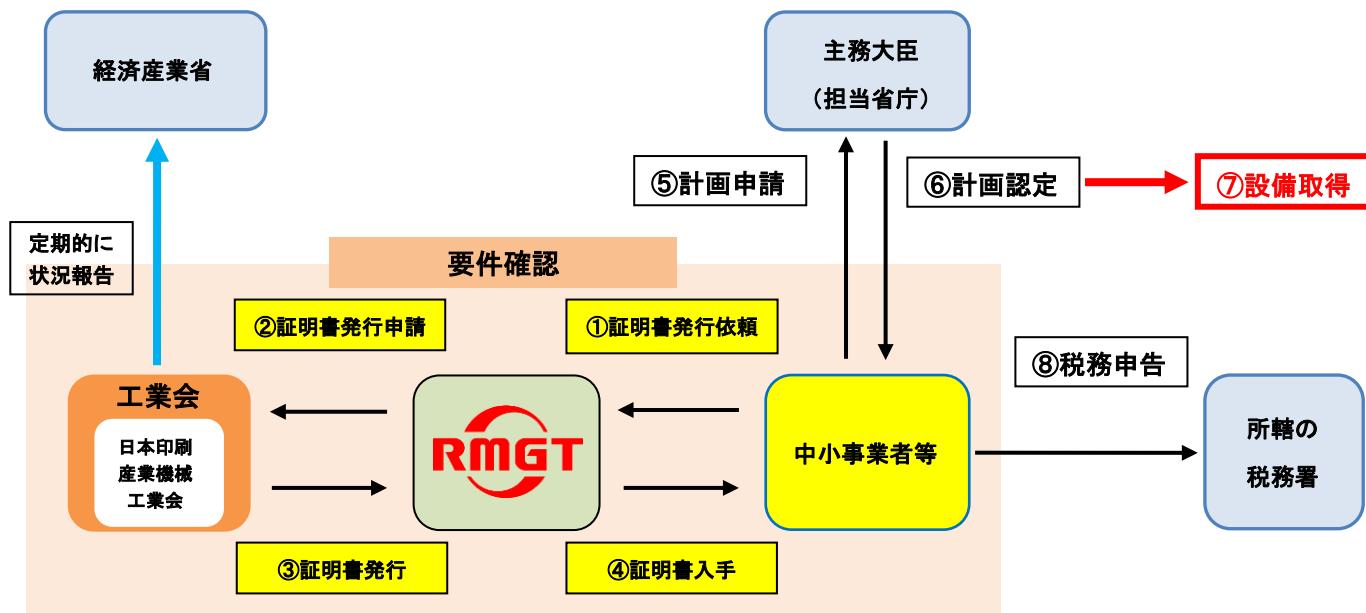
【注意事項】

中小企業経営強化税制(即時償却 or 減税)の適用を受けるための証明書を提出します。
証明書は1枚のみの発行なので、証明書原紙をコピーして提出します。

【工業会証明書～税務申告】

- ⑤計画申請…印刷会社様は、証明書発行を受けた印刷機について、経営力向上計画を申請し、認定を受けることができます。手続きに際しては、申請書に、証明書のコピー(写し)を添付する必要があります。
- ⑥認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した設備等については、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の証明書、⑤の申請書及び⑥の認定書のいずれも コピー(写し)を添付してください。

■工業会証明書の取得から税務申告の流れ下図④の証明書を発行します。



■RMGTの対応

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資の取り組み計画である「経営力向上計画」を申請し、認定されることにより税制上の優遇措置や各種金融支援が受けられます。これらの優遇措置を受けるために、「経営力向上計画」と共に提出する証明書を印刷会社様に発行しております。
当社の営業担当に証明書の発行をご用命ください。

■制度の詳細は、当社の営業担当にお問い合わせいただくか、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>